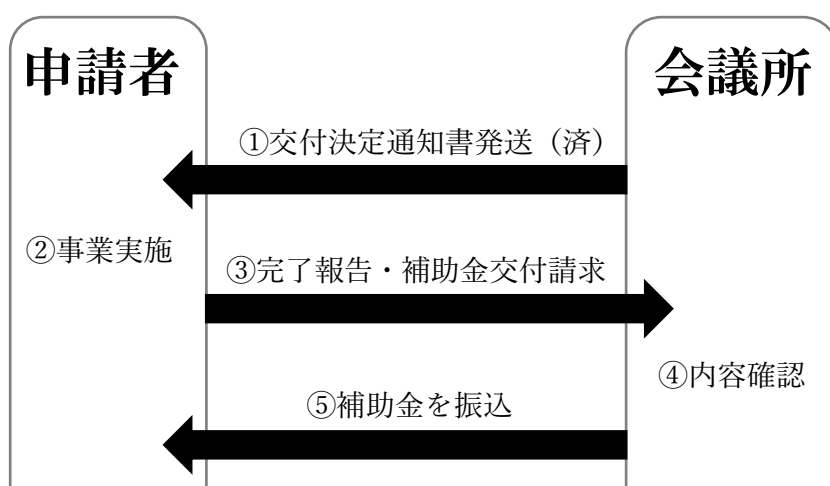


第3弾名張のお店応援補助金

完了報告と補助金交付請求の手引き

この度は、補助金事業に申請いただき誠にありがとうございました。補助金の交付決定を受けていただいた方には事業完了報告と補助金交付請求を行っていただきます。

つきましては、同封の提出書類チェックシートをご確認いただき必要に応じて各書類を名張商工会議所までご提出いただきますようお願い致します。



【 スケジュール 】

事業実施期限 令和6年9月30日(月)

事業実施期限までに必ず製品・設備の発注・納品・設置・支払を終えてください。

書類提出期限 令和6年10月31日(木)

【 書類の提出方法 】

① 郵送の場合 令和6年10月31日(木) 必着

〒518-0729 名張市南町 822-2 名張商工会議所 補助金係 宛

※封筒表面に「申請書在中」、裏面に「事業所名、所在地」を記入してください。

※郵送時の紛失等の責任は負いかねますので、必要に応じてレターバック、簡易書留郵便等をご活用ください。

② 持参の場合 令和6年10月31日(木) 17時00分まで

名張市南町 822-2 名張産業振興センター 3階 名張商工会議所まで

受付時間 平日 9時～17時

【 同封している申請書類 】 各1部 片面印刷

- ① 補助金交付決定通知書
交付上限決定額が記載されています。提出書類ではありません。
- ② 提出書類チェックシート
- ③ 事業完了報告兼補助金交付請求書（様式第3号）
- ④ 補助金の振込先口座情報（様式第3号-別紙1）
- ⑤ 購入した製品・設備の写真（様式第3号-別紙2）
- ⑥ 支払いを確認できる書類（様式第3号-別紙3）
- ⑦ 支払い金額が申請時より変わった場合の書類（様式第3号-別紙4）

【 ホームページからダウンロード可能な書類 】

名張商工会議所のホームページで様式のPDFをダウンロードできます。

- (1) 上記の②～⑦の書類
- (2) 購入製品・設備に変更があった場合の提出書類（様式第4号）

購入する製品・設備の変更は、販売店の事情が原因となる場合に限りです。使用用途の変更・購入店舗の変更は認められません。また、補助金交付決定通知書に記載されている交付上限金額を上回る請求は出来ません。販売店の事情とは在庫切れ、納品が間に合わない等です。購入製品・設備に変更がある場合は事前にご相談ください。

【注意事項】

- ・支払い方法は原則銀行振込です。
購入先店舗が銀行振込に対応しておらず、POSレジから発行される「購入明細が確認できるレシート」を事務局に提出できる場合に限り現金での支払いを認めます。
(ポイントの使用やキャッシュレス決済、クレジットカードの使用は不可。)
- ・購入する製品・設備の変更後の補助対象経費合計金額が150,000円(税抜)に満たない場合は補助対象外となりますのでご注意ください。

お問い合わせ

名張商工会議所 経営支援課 TEL 0595-63-0080